資料：環整協要望　１

廃棄物処理団体懇話会における北海道に対する要望事項（１）

　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名　北海道環境整備事業協同組合

|  |  |
| --- | --- |
| 要望事項 | 『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に係る指導について |
| 要望の内容 | 　一般廃棄物の処理は市町村固有の事務であり、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則』により、委託料は、受託業務を遂行するに足りる額であることを定めております。　平成26年１月28日の最高裁判決を踏まえ、同年10月８日付けで出された環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知では「受託業務を遂行するに足りる額であること」、このことを「貴管内市町村に周知徹底及び指導方お願いしたい」となっております。　また、平成26年４月３日の最高裁判決は、浄化槽保守点検業務を随意契約方式とすることは、『合特法』の趣旨を考慮して、下水道供給開始の影響を受けている一般廃棄物処理業者の保護として、行政の合理的な裁量という判決です。　地方の人口減少は著しく、これから毎年、毎年、徐々に徐々に減少していくわけであり、その上、変異株の発生等、コロナウィルス禍の終息は見えず、コロナ対策にも費用がかさみ、委託或いは許可業者の経営は、極めて厳しいものになります。　以上のことから市町村に、①一般廃棄物処理は市町村固有の事務であり、その責任は市町村にあること、②固有の事務を委託或いは許可で他に任せているのであるから、地域の生活基盤を守る行政サービスの確保のため、業務遂行するに足りる適正な料金を設定すること、③コロナ禍や行財政改革を理由に料金の切り下げを行うことなく、また、企業のコロナ対策費に対する支援を行うこと、④『合特法』の趣旨などについて、市町村に、定期的に指導されるようお願いいたします。 |
| 備考 |  |

資料：環整協要望　２

廃棄物処理団体懇話会における北海道に対する要望事項（２）

　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名　北海道環境整備事業協同組合

|  |  |
| --- | --- |
| 要望事項 | 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換並びに浄化槽台帳整備に係る政策について |
| 要望の内容 | 『北海道廃棄物処理計画（第５次）』策定に係るパブリックコメント「道の主な政策に、単独浄化槽から合併浄化槽への転換が促進されるよう、環境省と相まった市町村事業への財政的支援制度の創設を加えるべき」に対し、「今後の廃棄物行政の運営の参考とさせていただきます」と回答し、昨年３月発刊した同計画において、単独処理浄化槽はし尿のみを処理し、処理能力が低く・・合併処理浄化槽へ転換する必要・・生活排水処理施設の整備に当たっては、地域の実情を勘案し、道、市町村がそれぞれの立場から役割を果たす必要があります」と記載しています。下水道政策研究委員会　制度小委員会報告『今後の下水道事業に係る制度の方向性』に「・・下水道の既整備区域についても、人口減少に伴いその一部の汚水処理システムを合併浄化槽に切り替える必要が生じる・・下水道処理区域の縮小の判断基準を検討すること」と、合併処理浄化槽の推進の必要性を強調しています。令和元年６月の『浄化槽法』改正の背景は、環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換の推進、水質に対する定期検査の受検率が低く、浄化槽管理の強化が必要である、というものです。このため、環境省は、転換のための宅内配管工事助成制度、浄化槽台帳の改修等への助成制度を設けています。北海道は、浄化槽台帳作成の権限移譲を、市町村に依頼しています。『浄化槽法』改正背景を踏まえ、『全道みな下水道構想Ⅳ』『北海道廃棄物処理計画（第５次）』に記載した北海道の政策実現のために、環境省と相まって、転換への助成制度、台帳作成への助成制度を設けることを要望致します。 |
| 備考 |  |